高圧ガス販売計画書

(該当するものの□にチェック(✔)を記載)

1	販売の目的 ☑溶接・溶園 □気密試験月	,,,,,, — <u>1</u> — <u>1</u> — <u>1</u> — <u>1</u>		用 □スクー <i>/</i> 酸 水メーカー/	バダイビング用 <mark>用</mark>)	月 □冷媒用
2	販売区域)町		m³·kg どち	Str	
3						
	ガスの区分	ガスの名称	貯蔵量	販売主任者	販売方法	配送方法
	可燃性ガス	アセチレン	○ ∩ m³•kg	☑選任 □不要	□直送 ☑貯蔵	☑自社 □委託
		水素	○ ○ m³•kg	☑選任 □不要	☑直送 □貯蔵	□自社 ☑委託
	支燃性ガス	酸素	○ ○ m³•kg	☑選任 □不要	☑直送 □貯蔵	□自社 ☑委託
	不活性ガス	二酸化炭素	○ ○ m³•kg	□選任 ☑不要	□直送 ☑貯蔵	☑自社 □委託
		合計	○ ○ m³•kg		_	_
	注2 「直送	E任者の選任が必要 送」とは、容器置場 湯を所(占)有して	を所(占)	有しないで販売	-	拧蔵」とは、容
4	存しま [→] ☑ 引液 ☑ 容暑	その6第1項及び第 す。 度先保安台帳(保存 景授受記録簿(保存 口記録(保存期間:	序期間:引流 序期間: 2 4	度継続期間)※	※ 様式を添付	、記載及び保
5	周知に関する ☑ 法第20名	る事項 条の5第1項に基っ	ゔき、 <u>別紙</u> の	の周知文書を伽	備え、周知しま	きす。
6	容器の貯蔵は容器置場の配	こついて 面積 <u>○○㎡</u>				
7		で定める販売の技術 ひとおり遵守します		に関する事項	該当する別詞	

8 法第15条で定める貯蔵の技術上の基準に関する事項
✓ 別記2のとおり遵守します。

該当する別記を添付

- 9 法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項
 - ☑ 別記3のとおり遵守します。

該当する別記を添付

- 10 保安教育に関する事項
 - ☑ 法第27条第4項に基づき、従業者に保安教育を実施します。
- 11 高圧ガスの供給者名

所 在 地 ○○県○○市△△××番地

名 称 ○○ガス販売株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 xx

許可又は届出年月日 平成〇〇年〇月〇日

許可又は届出受理番号 第〇〇〇〇号

12 販売所の電話番号等

電話 000-000-000

13 販売開始予定日

令和○○年○月○日

別記1 (販売に係る基準)

(該当するものの□にチェック(✔)を記載)

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 【一般高圧ガス保安規則第40条の基準に対応する事項】

- □ 高圧ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳(別紙)を備えます。(1号)
- □ 充填容器等の引渡しは、容器の外面に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等が なく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行います。 (2号)
- □ 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6月以上経過していないもので行い、かつ、その旨を明示して行います。 (3号)
- □ 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するときは、その販売に係る消費 設備について以下の基準に適合していることを確認した後に行います。(4号)
 - イ 充填容器等を置く位置は、火気から2m以上の距離が確保されており、かつ、屋外に置くこと。
 - ロ 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置が講じてあること。
 - ハ 充填容器等を常に40度以下に保つこと。
 - ニ 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置が講 ずること。
 - ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能並びに調整圧力 及び閉そく圧力が省令に規定された基準に適合する調整器を設けること。
 - へ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあっては、省令に規定された基準に適合する管を使用すること。
 - ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバン ドで締め付けること。
 - チ 調整器と閉止弁との間の配管は、設置工事終了後に気密試験を行い、これに合格していること。
- □ 圧縮天然ガスを一般消費者に販売するので、配管の気密試験のための設備を備えます。 (5号)

別記1 (販売に係る基準)

(該当するものの□にチェック(✔)を記載)

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 【液化石油ガス保安規則第41条の基準に対応する事項】

- □ 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳(別紙)を備えます。(1号)
- □ 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等が なく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつて行います。 (2号)
- □ 充填容器等の引渡しは、法第48条第1項第5号の期間を6月以上経過していないもので行い、かつ、その旨を明示して行います。(3号)
- □ 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売 に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認 した後に行います。(4号)
 - イ 充填容器等(内容積が20リットル以上のもの。)には、当該容器を置く位置から 2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。
 - ロ 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
 - ハ 充填容器等は、常に温度40度以下に保つこと。
 - ニ 充填容器等(内容積が5リットル以下のもの。)には、転落、転倒等による衝撃 を防止する措置を講ずること。
 - ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が省令に規定された基準に適合する調整器を設けること。
 - へ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあっては、省令に規定された基準 に適合する管を使用すること。
 - ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバン ドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行うこと。
- □ 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売するので、配管の気密試験 のための器具又は設備を備えます。 (5号)

別記2 (貯蔵に係る基準) (該当するものの□にチェック (✔) を記載)

高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【一般高圧ガス保安規則第18条第2号】

□ 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等は、通風の良い場所で保管します。 (イ)
□ 充填容器と残ガス容器は区分して保管します。 (ロ (6条2項8号イ))
□ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素の充填容器は区分して容器置場に置き
ます。 (ロ(6条2項8号ロ))
□ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外を置きません。 (ロ(6条2項8号ハ))
□ 容器置場の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発
火性の物を置きません。(容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮
る措置を講じた場合以外) (ロ(6条2項8号二))
□ 充填容器等は、常に40度以下に保ちます。 (ロ(6条2項8号ホ))
□ 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度65度以下に保ちます。(ロ(6条2項8号へ))
□ 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、
粗暴な取扱いをしません。 (ロ(6条2項8号ト))
□ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入りません。
(ロ(6条2項8号チ))
□ シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について1日に1回以上当該ガスの漏え
いのないことを確認します。 (ハ)
□ シアン化水素は、容器に充填した後60日を超過して貯蔵しません。 (純度98パーセン
ト以上で、かつ、着色していないもの以外) (ニ)
□ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し又は積載した容器により行いません。(ホ)
□ 一般複合容器等であって当該容器の刻印に示された年月から15年を経過したものを高
圧ガスの貯蔵に使用しません。(へ)

別記2 (貯蔵に係る基準) (該当するものの□にチェック (✔) を記載)

高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項 【液化石油ガス保安規則第19条第2号】

	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容	お器により行いません。
		(1)
	通風の良い場所で貯蔵します。 (ロ)	
	一般複合容器であって当該容器の刻印に示された年月から15年	三を経過したものを液化
	石油ガスの貯蔵に使用しません。(ハ)	
	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容	ぶ器置場に置きます。
		(ニ(6条2項7号イ))
	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません	/。(ニ(6条2項7号ロ))
	容器置場の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ	し、かつ、引火性若しく
į	は発火性の物を置きません。(容器と火気又は引火性若しくは乳	後火性の物の間を有効
	に遮る措置を講じた場合以外)(ニ(6条2項7号ハ))	
	充填容器等は、常に温度40度以下に保ちます。 (ニ(6条2項7号	; 二))
	充填容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、	転落、転倒等による衝
j	撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱い	いをしません。
		(二(6条2項7号ホ))
	容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入りません。	(ニ(6条2項7号へ))

別記3 (移動に係る基準) │(該当するものの□にチェック(✔) を記載)

高圧ガス保安法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の 経済産業省令で定める技術基準に関する事項

[-	一般高圧ガス保安規則第50条】	
	古声の見めよい答正に敬武博力用子1 まよ	

- □ 車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。(1号)
 □ 充填容器等の温度(ガスの温度を計測できる充填容器等では、ガスの温度)は、40度以下に保ちます。(2号)
 □ 15年を経過した一般複合容器等を移動に使用しません。(3号、4号)
 □ 充填容器等(内容積5リットル以下を除く。)の転落、転倒等による衝撃防止、バルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱をしません。(5号)
 □ 次に掲げるものは混載しません。(6号)
 - イ 充填容器等と消防法第2条第7項に規定する危険物(圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等(内容積百二十リットル未満のものに限る。)と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。)と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。)
 - ロ 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等
- □ 可燃性ガスと酸素の充填容器等は、バルブが相互に向き合わないようにします。(7号)
- □ 毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施します。 (8号)
- □ 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を車両に積載して移動するときは、消火設備、災害発生防止のための応急措置に必要な資材、工具等を携行します。

(9号)

- □ 毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行します。(10号)
- □ アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏洩したときの除害の措置を講じます(11号)
- □ 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。(12号)

- □ 一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号に掲げる高圧ガスの移動の場合は、次の内容を遵守します。 (13号)
 - イ 高圧ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化 学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けてい る者又は協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格 した者に当該高圧ガスの移動について監視させます。(49条1項17号)
 - ロ 前述(49条1項17号)の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。(49条1項18号)
 - ハ 当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等 に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じる。(49条1項19号イ~ハ)
 - (イ) 荷送人へ確実に連絡するための措置
 - (p) 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置
 - (ハ) その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置
 - ニ 繁華街、人混みを避ける。(49条1項20号イ)
 - ホ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。(49条1項20号ロ)
 - (イ) 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、4時間を超える場合
 - (p) 一の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合
- □ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動するときは、当該高圧ガスの名 称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交 付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。(14号)
- □ 委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。

※液化石油ガス保安規則用(車両に固定した容器による移動の場合)

別記3 (移動に係る基準) (該当するものの□にチェック(✔) を記載)

高圧ガス保安法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の 経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【液化石油ガス保安規則第48条】

	車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。 (1号)
	15年を経過した一般複合容器を移動に使用しません。(1の2号)
	充填容器等の温度(ガスの温度を計測できる充填容器等では、ガスの温度)は40度以
干	「に保ちます。この場合、液化ガスの充填容器等には、温度計又は温度を適切に検知
す	つることができる装置を設けます。 (2号)
	充填容器等は、容器の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けます。 (3号)
	容器(容器の頂部に設けた附属品を含む。)の地盤面からの高さが車両の地盤面から
O.)最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けます。 (4号)
	後部取出し式容器は、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後
面	iとの水平距離を40センチメートル以上に保ちます。(5号)
	後部取出し式容器以外の容器は、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が
30)センチメートル以上となるように当該容器を車両に固定します。(6号)
	容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器は、こ
れ	らの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納します。この場合に
は	、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離を、20センチメートル以上に保ちま
す	-。(7号)
	附属品が突出した容器には、附属品の損傷により液化石油ガスが漏えいすることを防
止	:するために必要な措置を講じます。(8号)
	充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しません。(9号)
	容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別す
る	ための措置を講じます。(10号)
	充填容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい
等	その異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置 の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置
を	講じます。 (11号)
	充填容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要
な	資材及び工具等を携行します。(12号)

□ 車両に固定した容器により移動する場合において駐車するときは、当該容器に液化石

油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第一種保安

物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。また、駐車中移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。(13号)

- □ 車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させます。(14号)
- □ 前述(14号)の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前述(14号) の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。(15号)
- □ 車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動すると きは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当 該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じます。 (16号)
 - イ 荷送人へ確実に連絡するための措置
 - ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路 の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を 受けるための措置
 - ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置
- □ 車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動すると きは、次に掲げる措置を講じます。 (17号)
 - イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる 場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。
 - ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれか に該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両一台に ついて運転者二人を充てること。
 - (イ) 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、4時間を超える場合
 - (ロ) 一の運転者による運転時間が、一日当たり9時間を超える場合
- □ 車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。(18号)
- □ 委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。

※液化石油ガス保安規則用(車両に固定した容器による移動以外の場合)

別記3 (移動に係る基準) (該当するものの□にチェック(✔) を記載)

高圧ガス保安法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の 経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【液化石油ガス保安規則第49条】

□ 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。
(容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容
器の内容積の合計が50リットル以下である場合以外)(1号)
□ 15年を経過した一般複合容器を移動に使用しません。(1の2号)
□ 充填容器等は、常に温度40度以下に保ちます。(2号)
□ 突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施しま
す。 (3号)
□ 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、か
つ、粗暴な取扱いをしません。 (4号)
□ 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための
応急措置に必要な資材及び工具等を携行します。(容器の内容積が25リットル以下であ
る充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下で
ある場合以外)(5号)
□ 充填容器等は、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物と同
一の車両に積載して移動しません。(内容積120リットル未満の充填容器等と同法別表
に掲げる第4類の危険物と積載する場合以外)(6号)
□ 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器
等の積み卸しを行うときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件が密集する
地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転
者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。(容器の内容積が25
リットル以下である充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容器の内容積の合計が
50リットル以下である場合以外) (7号)
□ 液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガ
スを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免
状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガ
ス保安協会が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格し
た者に液化石油ガスの移動について監視させます。(8号/48条14号)

□ 前述(8号/48条14号)の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前述(8号

/48条14号)の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。(48条15号)

- □ 液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じます。(48条16号)
 - イ 荷送人へ確実に連絡するための措置
 - ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路 の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を 受けるための措置
 - ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置
- □ 液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、次に掲げる措置を講じます。(48条17号)
 - イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる 場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。
 - ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれか に該当して移動する場合は、交替して運転させるため、当該ガスの充填容器等を 積載した車両1台について運転者2人を充てること。
 - (イ) 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、4時間を超える場合
 - (ロ) 一の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合
- □ 液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。 (48条18号)
- □ 液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。(容器の内容積が25リットル以下で液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されている充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合以外)(9号/48条18号)
- □ 委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。

別記1 (販売に係る基準)

(該当するものの□にチェック(✔)を記載)

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 【冷凍保安規則第27条の基準に対応する事項】

- □ 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行います。 (1号)
- □ 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いを しません。(2号)
- □ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳(別紙)を備えます。(3号)

別記2 (貯蔵に係る基準) │(該当するものの□にチェック (✔) を記載)

高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【冷凍保安規則第20条の基準に対応する事項】

□ 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いを しません。(27条2号)